







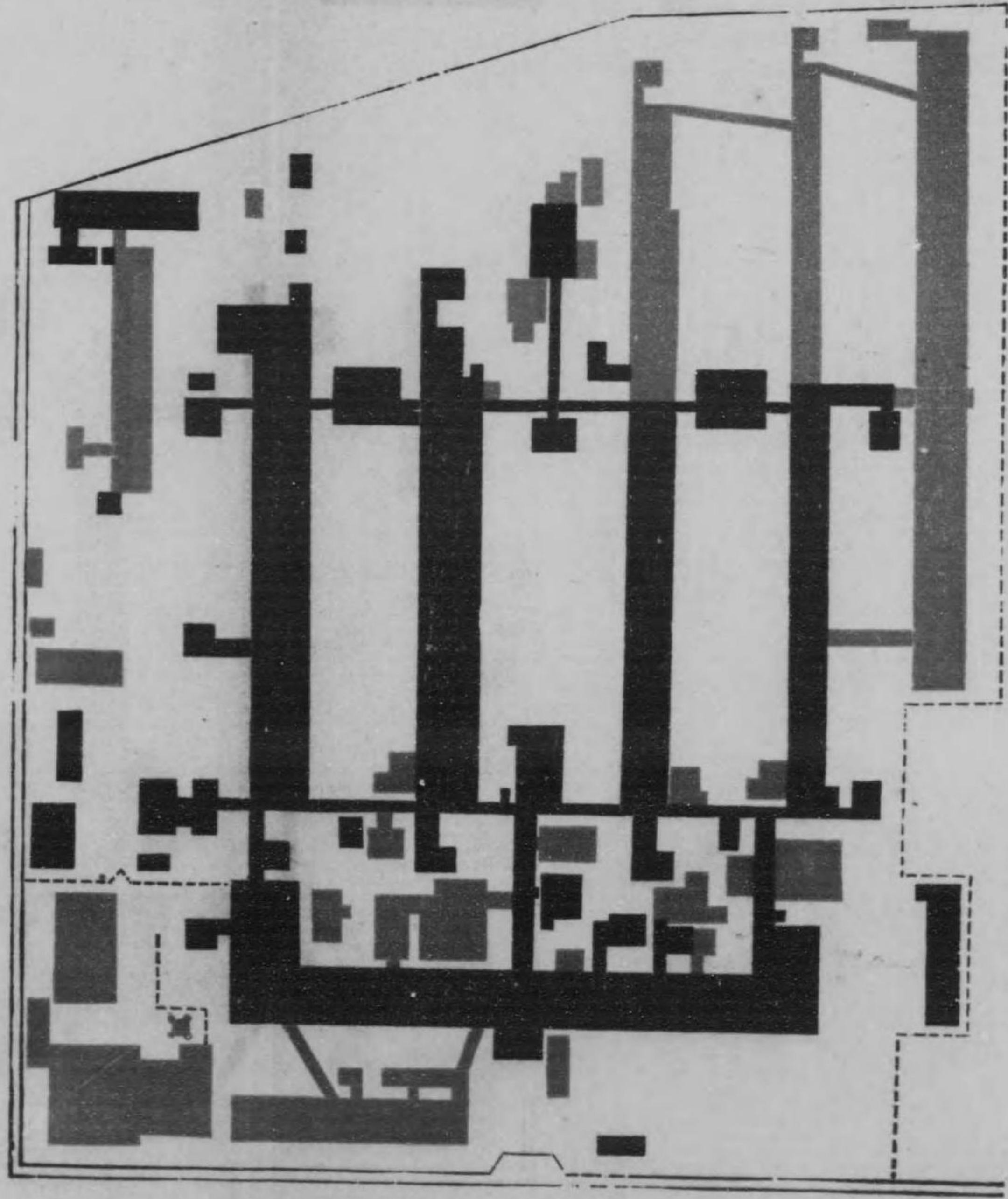




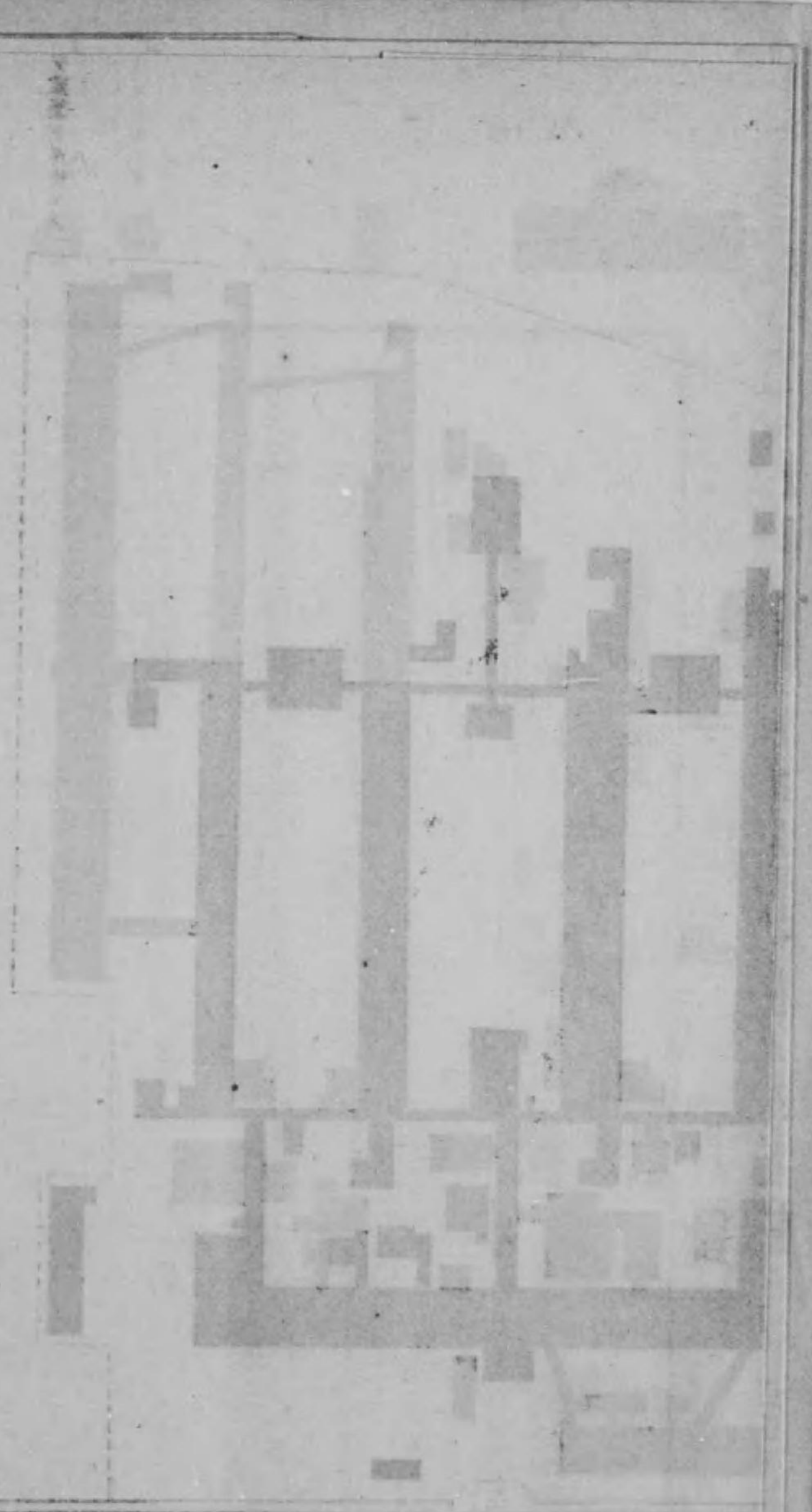


病院建物 其二

● 色ハ文部省ニテ建築シタルモノ  
● 色ハ病院ニテ建築シタルモノ







●標本陳列室

解剖學標本陳列室

解剖學標本陳列室ニ貯藏ノ標本左ノ如シ

- 一本邦人全身骨骼 五拾箇
- 一本邦人頭蓋 四拾七箇
- 一本邦人骨骼骨盤 貳拾箇
- 一初生兒骨骼 五箇
- 其他骨學標本 壹百有餘箇
- 一韌帶學標本 參拾參箇
- 一筋學標本 貳拾八箇
- 一內臟學標本 參拾箇
- 一脈管學標本 參拾箇
- 一神經學標本 參拾五箇

標本陳列室 解剖學標本陳列室



- 一 初生兒標本 拾 箇
- 一 破格的標本 參拾五 箇
- 一 局所解剖學標本 貳拾 箇
- 一 顯微鏡的標本 若 干
- 一 動物標本 若 干

病理學標本陳列室

二箇ノ倉庫ヲ以テ之ニ充テ其ノ一ハ死體解剖ニ由テ得タル材料ヲ收容シ其ノ二ハ專ラ生體ニ就テ手術的ニ得タル材料ヲ收容セリ其ノ標本左ノ如シ

第一病理學標本陳列室

(甲) 循環器系統

- (一) 心囊炎 (二) 心囊結核
- (三) 心囊續發腫瘍 (四) 心囊畸形

- (五) 心筋萎縮 (六) 心筋脂肪變性
  - (七) 心臟擴張及肥大 (八) 心臟內膜炎
  - (九) 心臟內血塞 (十) 大動脈瓣合閉不全
  - (十一) 大動脈瓣口狹窄 (十二) 僧帽瓣合閉不全
  - (十三) 僧帽瓣口狹窄 (十四) 肺動脈瓣合閉不全
  - (十五) 異常肺動脈瓣 (十五) 慢性動脈內膜炎
  - (十七) 腦底動脈破裂 (十六) 動脈瘤
  - (十九) 動脈血塞 (十七) 靜脈血塞
  - (二十) 脾腫脹 (十八) 脾楔狀梗塞
  - (二十三) 脾結核 (十九) 白血病脾
  - (二十五) 甲狀腺パセドウ氏病性變化 (二十) 副腎腫
  - (二十七) 心臟——肺動脈瓣異常 (二十一) 心臟——大動脈瓣絨毛狀內膜炎及僧帽瓣狹窄兼合閉不全
- 計五十八箇

標本陳列室 第一病理學標本陳列室



(乙) 消食器

- (一) 口腔乃至咽頭汞毒性壞死性炎
- (二) 上顎癌腫
- (三) 咽頭癌腫
- (四) 食道穿孔
- (五) 食道癌腫
- (六) 胃腫瘍性潰瘍
- (七) 胃結核性潰瘍
- (八) 胃癌腫
- (九) 胃擴張肥大
- (十) 胃壁—筋癌腫性結節
- (十一) 胃粘膜—出血性糜爛(カイセルリ、シグ氏標本)
- (十二) 腸管外傷性穿孔
- (十三) 腸壁副瘻
- (十四) 蟲樣垂炎及穿孔
- (十五) 小腸一部癒著及狹窄
- (十六) 十二指腸蟲寄生腹管
- (十七) 腸結核
- (十八) 腸腫瘍
- (十九) 腸室扶斯性變化
- (二十) 腸痲性變化
- (二十一) 肝臟萎縮
- (二十二) 肉荳蔻肝
- (二十三) 肝臟硬變
- (二十四) 分葉肝

- (二十五) 肝臟膿瘍(蛔蟲ノ進入ニ由來ス)
- (二十六) 脂肪肝
- (二十七) 肝臟澱粉樣變性
- (二十八) 肝臟囊胞形成
- (二十九) 籠形二口蟲寄生肝(亞爾爾保爾及カイセルリ、シグ氏標本)
- (三十) 肝臟結核
- (三十一) 肝臟癌腫(原發及續發)
- (三十二) 肝臟原發肉腫
- (三十三) 肝臟續發內皮腫
- (三十四) 肝臟海綿樣血管腫
- (三十五) 膽石
- (三十六) 膽囊水腫
- (三十七) 脾臟囊胞形成
- (三十八) 籠形二口蟲寄生脾
- (三十九) 蛔蟲迷入脾
- (四十) 腹膜結核
- (四十一) 腸間膜腺結核
- (四十二) 下腹臟器紡錘形細胞肉腫
- (四十三) 胃—出血
- (四十四) 脾—硬變性萎縮
- (四十五) 肝—原發性圓形細胞肉腫
- (四十六) 廻腸—メツケル氏憩室
- (四十七) 肝—橫膈膜溝
- (四十八) 日本住血吸蟲ノ栓塞ニ由來スル肝硬變

計九十四箇



(丙) 呼吸器系統

- (一) 喉頭(及咽頭)實布廷里亞性炎
  - (二) 喉頭結核
  - (三) 喉頭癌腫
  - (四) 氣管狹窄(梅毒性癥痕)
  - (五) 頸部諸器外腸性破裂(縊死)
  - (六) 氣管枝擴張
  - (七) 肺臟畸形
  - (八) 肺氣腫
  - (九) 加答兒性肺炎
  - (十) 格魯布性肺炎
  - (十一) 肺臟結核
  - (十二) 肺動脈血塞
  - (十三) 肺臟楔狀出血(亞爾蘭保爾及カイセルリング氏標本)
  - (十四) 肺二口蟲寄生肺
  - (十五) 肺臟癌腫(原發及續發)
  - (十六) 肺臟肉腫(原發及續發)
  - (十七) 肋膜炎(メルニコフ氏標本)
  - (十八) 出血性肋膜炎(メルニコフ氏標本)
  - (十九) 肋膜腫瘍
  - (二十) 肋膜結核
  - (二十一) 肺臟癥痕(結核治愈後)
  - (二十二) 左肺—炭肺及粟粒結核
- 計四十四箇

(丁) 尿生殖器系統

- (一) 腎臟畸形(雙腎)
- (二) 腎臟先天性囊胞形成
- (三) 腎臟水腫
- (四) 腎臟澱粉樣變性
- (五) 膿性竈狀腎炎
- (六) 結核性腎膿瘍
- (七) 腎臟淋巴腺
- (八) 腎臟實質炎
- (九) 腎臟間質炎
- (十) 腎臟結核
- (十一) 腎臟腫瘍
- (十二) 腎臟貧血性梗塞
- (十三) 化膿性腎盂腎炎
- (十四) 膀胱膨囊形成
- (十五) 膀胱炎
- (十六) 膀胱結核
- (十七) 膀胱腫瘍
- (十八) 尿石
- (十九) 攝護腺肥大
- (二十) 攝護腺結核
- (二十一) 卵巢實性腫瘍
- (二十二) 卵巢囊性腫瘍
- (二十三) 卵巢類胎生腫
- (二十四) 卵巢囊癌腫



- (二五) 子宮畸形
  - (二六) 子宮腫瘍
  - (二七) 子宮創傷(墮胎ニ由來ス)
  - (二八) 喇叭管畸形
  - (二九) 卵巢喇叭管及子宮結核
  - (三十) 外陰部象皮腫
  - (三一) 乳腺肥大
  - (三二) 乳腺腫瘍
  - (三三) 腎——慢性間質炎兼澱粉樣變性
  - (三四) 左副腎——黑色肉腫
  - (三五) 蹄鐵腎
- 計六十四箇
- (戊) 神經系統
- (一) 出血性硬腦膜炎
  - (二) 限局性硬腦膜水腫(メルニコフ氏標本)
  - (三) 矢狀竇血栓生成(カイセルリング氏標本)
  - (四) 結核性軟腦膜炎(亞爾蘭保爾及カイセルリング氏標本)
  - (五) 基礎動脈破裂
  - (六) 大腦半球局處萎縮
  - (七) 大腦半球結核
  - (八) 腦膿瘍(肺ニ口蟲ニ由來ス)
  - (九) 髓橋梅毒腫
  - (十) 腦腫瘍

- (十一) 腦水腫
  - (十二) 壓迫性脊髓炎
  - (十三) 脊髓炎
  - (十四) 脊髓神經膠腫
  - (十五) 腦髓——限局性軟腦膜水腫(メルニコフ氏標本)
- 計三十一箇
- (己) 外皮、運動及支持裝置
- 計二十三箇
- (庚) 畸形
- 計十八箇
- (辛) 寄生蟲
- 計五十箇
- 第二病理學標本陳列室
- (十三) 脊髓畸形
  - (十四) 脊髓結核
  - (十五) 脊髓黑色肉腫
  - (十六) 結核性軟腦膜炎(カイセルリング氏標本)
  - (十七) 肺蛭ノ侵襲ニ基因スル大腦左半球ノ膿瘍



|     |               |       |
|-----|---------------|-------|
| (甲) | 腫瘍            | 百二十五箇 |
| (乙) | 肉芽腫瘍          | 二十箇   |
| (丙) | 炎症病變          | 五箇    |
| (丁) | 壞死            | 三十箇   |
| (戊) | 胎兒及其ノ他產婦人科學標本 | 七十箇   |

●附 錄

岡山醫學專門學校々友會々則

總 則

- 第一條 本會ハ岡山醫學專門學校々友會ト稱シ岡山醫學專門學校内ニ置ク
- 第二條 本會ハ會員相互ノ親睦ヲ謀リ健全ナル氣風ト崇高ナル智徳トヲ涵養スルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會々員ヲ分チテ左ノ三種トス
  - 一 名譽會員
  - 一 特別會員
  - 一 通常會員
- 第四條 本校職員及本會ニ功勞アルモノヲ以テ名譽會員トシ舊岡山縣立醫學學校、第三高等中學校醫學部、第三高等



學校醫學部、岡山醫學專門學校卒業生及本校ニ縁故ヲ有シ會長ノ推薦ニ係ルモノヲ特別會員トシ本校學生ヲ以テ通常會員トナス

第五條 本會ニ次ノ五部ヲ置キ事業ヲ分擔ス

- 一 總務部
  - 二 講演部
  - 三 文庫部
  - 四 運動部
  - 五 會計部
- 第六條 本會ニ次ノ役員ヲ置ク
- 一 會長 一名
  - 一 部長 五名
  - 一 評議員 若干名

一 幹事 若干名

一 書記 二名

第七條 會長ニハ校長ヲ推薦シ部長ハ教職員中ヨリ評議員ハ各種會員中ヨリ書記ハ本校事務員中ヨリ幹事會之ヲ推薦シテ會長ニ具申シ會長之ヲ囑託ス

幹事ハ總務、講演、文庫、運動ノ四部ニ各級ヨリ各部數名宛互選ニ依リテ之ヲ定メ更ニ幹事中ヨリ互選ヲ以テ各部二名宛ヲ選出シテ會計部幹事ヲ兼ネシム

但シ一年級前學期ハ正副級長ヲ以テ幹事ヲ代理セシム

第八條 本會役員ハ總テ名譽職トシ中途猥リニ退職スルコトヲ得ス

第九條 本會ハ必要ニ應シ役員會ノ決議ニ依リ臨時委員



ヲ設クルゴトヲ得

第十條 會長ハ本會ヲ總理シ部長ハ各部擔當部ヲ監督シ  
評議員ハ總テ本會ノ樞機ニ參與シ幹事ハ各部ノ事務ヲ  
處理シテ其ノ發展ヲ計リ書記ノ一名ハ會計ニ他ノ一名  
ハ庶務ニ從事ス

第十一條 役員ハ毎年九月改選ス

第十二條 本會ハ左ノ寄附金及會費ヲ以テ維持スルモノ  
トス

第一項 名譽會員中ノ本校職員ヨリハ毎年其ノ俸給ノ  
二百分一ノ寄附ヲ仰クモノトス

第二項 特別會員ハ會員トナリタル時ヨリ六十日以内  
ニ本會基本金ノ内ヘ金參圓以上寄附スヘキ義務アル  
モノトス

第三項 通常會員ハ會費トシテ一箇年金貳圓ヲ納ムル  
モノトス

但シ通常會員ノ會費ハ在學中即四箇年分ノ會費金  
八圓ヲ入學ノ際授業料ト共ニ本校會計掛ニ差出ス  
モノトス但シ中途退學者ニハ其ノ會費ノ殘餘金額  
ヲ返戻スヘシ

第四項 有志者ノ寄附金モ亦之ヲ受クルモノトス

第十三條 本會ハ第十二條第二項ノ收入金額ヲ積立テテ  
基本金トナシ同條第一項第三項ノ收入及ヒ第四項ノ收  
入中特別ノ指定ナキモノ並前年度ノ繰越金ヲ以テ該年  
度ノ支出ニ充ツ

第十四條 毎年九月總會ヲ開キテ前年度ニ於ケル事業ノ  
狀況並會計ヲ報告シ尙當年度ノ計劃ヲ豫告ス



第十五條 毎年九月總會前ニ幹事會ヲ開キテ當該年度ノ

豫算ヲ編成シ部長ノ出席ヲ乞ヒテ之ヲ決定ス

第十六條 各種會議ハ必要ニ應シテ臨時之ヲ開會スルコトヲ得

但シ總會ハ役員會又ハ幹事會若シクハ會員三十名以

上ヨリ申請スルトキニ限リ開會スルコトヲ得ルモノ

トス

第十七條 各種會議ハ出席義務者半數以上ノ出席ナキト

キハ開會スルコトヲ得ス

但シ總會ニ於ケル特別會員ハ本校ニ在籍スルモノニ

限リ出席義務者ノ標準總數ニ算入ス

第十八條 會議ノ議長ハ會長之ニ當ルモノトス

但シ會長差支アルトキハ部長ヲ以テ代理セシム

第十九條 本會規則ノ變更ハ總會ヲ開キ其ノ出席者半數

以上ノ賛成ニ依リテ決スルモノトス

第二十條 各部ニハ別ニ細則ヲ制定シテ事務ヲ處理ス

第二十一條 本會ハ臨時事業トシテ園遊會或ハ運動會或

ハ其ノ他ノ催シヲ開ク

各部細則

第一節 總務部

第一條 總務部ハ左ノ事項ヲ取扱フモノトス

第一項 本會ノ全般ニ渉ル會議其ノ他各部ノ連絡ニ關

スル事項

第二項 名譽會員並特別會員ノ入會ニ關スル事項

第三項 本會會員ノ送迎ニ關スル事項

第四項 本會ノ名ヲ以テ發受スル文書ニ關スル事項



第五項 本會ノ名ヲ以テスル接待ニ關スル事項  
第六項 上掲以外ノ臨時ノ事業ニシテ他ノ四部ニ屬セサル事項

第二節 講演部

第二條 本部ハ時期ヲ選ミ談論會ヲ開キテ會員相互ノ意志ヲ疏通セシメ總則第二條ノ目的ニ副ハンコトヲ謀リ傍ラ辯論ノ練習ニ供ス

第三條 本部ハ時々知名ノ士ヲ聘シテ講演ヲ乞ヒ精神ノ修養ニ務メ或ハ智識ノ發達ヲ謀ラムコトヲ期ス

第三節 文庫部

第四條 本部ハ本會々員ノ參考及ヒ修養ニ關スル圖書ヲ蒐集シテ本會々員ノ閱覽ニ供ス  
圖書閱覽規則ハ別ニ之ヲ定ム

第五條 毎年五月ニ本會々報ヲ編纂シテ會員名簿ヲ附シ會員ニ配附ス

第四節 運動部

第六條 本部ハ左ノ各部ヲ置ク

- 一 擊劍部
- 一 柔道部
- 一 庭球部
- 一 角力部
- 一 遠足部

第七條 本部ハ前條ノ技術ヲ練磨セムカ爲ニ教師若干名ヲ囑託ス

第八條 本部ハ諸技術獎勵ノ爲ニ時々競技會ヲ開ク

第九條 本部ハ練習ニ必要ナル器具ノ一定數ヲ備ヘテ之



ヲ貸與ス之ヲ借用セントスルモノハ本部幹事ノ許可ヲ  
 得使用濟ノトキハ其ノ檢閲ヲ受ク可シ  
 第十條 器具ヲ濫用シテ之ヲ破損若シクハ紛失シタルト  
 キハ修繕費若クハ原價ヲ辨償セシムルコトアルヘシ  
 第五節 會計部  
 第十一條 本部ハ本會ノ會計ニ關スル凡テノ事務ヲ監督  
 處理スルモノトス  
 第十二條 各部ノ豫算ニ屬セサル金員ハ役員會ノ決議ヲ  
 經ルニ非ラサレハ支出スルコトヲ得ス

大正元年十二月二十四日印刷  
 大正元年十二月二十八日發行

編纂兼發行者

岡山醫學專門學校

岡山市大字内山下

印刷者

村本三十郎

岡山市大字東中山下  
 百二十三番ノ第一地

印刷所

村本研精堂

岡山市大字東中山下  
 百二十三番ノ第一地







終

